

独自策の一方 策定遅れも

昨年4月に施行された「がん対策基本法」に基づき、各都道府県が作成する「がん対策推進計画」が、ほぼ出そつた。独自策を打ち出した意欲的なものがある一方で、作業が遅れている自治体もある。がん医療の地域間格差は是正されるのが、各計画を検証した。

(本田麻由美、写真も)

* 指定病院が役割分担

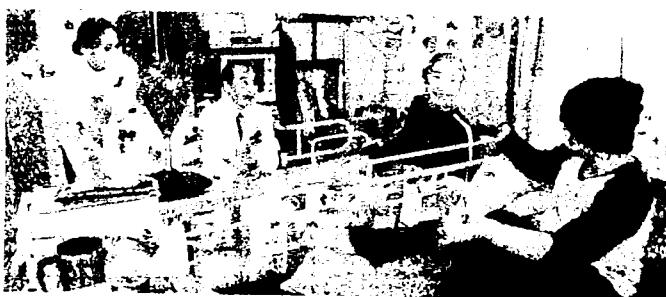
「各指定病院の役割を明確にし周辺医療機関とのネットワークを責任持つ整備する」として、県内(?)に住んでいても高度ながん医療が受けられる体制を作ろうと力を入れた」

上田龍三委員長(名古屋市立大教授)

同県の計画では、愛知県がんセンター・中央病院をがん対策の司令塔とし、名古屋市内の東西南北の4か所に「がん診療連携指定病院」を配置。

この4指定病院は、化学療法や緩和ケアなど、それぞれ得意分野について指導的役割を担い、他の医療機関の支援や専門研修を行って県内全体の医療水準の底上げを図る。この体制で、「(4指定病院を含む)県内に出ていく」ともある障壁へのケガれを設置する「などの目標を設定した。指定病院でも最初に打たれたのは富山県だ。指定病院である名古屋大と名

障社会保



子供たちに声を掛ける名古屋医療センターの壇部敏三医師(左から2人目)。小児がんの治療成績は高いが、全国的に手薄な退院後の生活支援や長期経過観察の体制を整備していくたいと意欲的だ(同センターで)

地域間格差

だった。胃・大腸がんは富山市民病院、女性のがんと放射線治療は高岡市民病院など、八つの指定病院が得点野をはつきりさせた。病院ごとに5年生存率なら治療成績も公開する。広島県では、乳がんについて医療機関を検査・診断・治療・経過観察をする4施設群に区分。県などが基準を満たしていると認定した

* 指定病院制度を創設

医療機関が参画して、治療連携をするシステムを作った。今後、別がんにも体制を広げ、質が高く効率的ながん医療の提供を目指す。

* 指定病院制度を創設

国が指定する「がん診療連携指定病院」とは別に、県独自の指定病院

制度を創設する動きもある。

鹿児島県では、国の基準を満たす

病院がない地域の医療の充実に向

け、指定病院に準ずる「県がん診療

指定病院」を3年以内に整備する。

東京都は3月、国指定の14指定病

院と同等の機能を持つ10病院を「都

認定がん診療病院」に認定した。

島根県は、県が認定した条件を満たす2病院を「指定病院に準ずる病

がん対策推進計画

都道府県がん対策推進計画
人対策基本法と、昨年6月に閣議決定された国の「がん対策推進基本計画」に基づき、都道府県が作る5か年計画。国の基本計画は「10年内に5歳未満の年齢調整死亡率20%減」「すべてのがん患者・家族の苦痛の軽減と生活の質向上」を全体目標としており、その達成に向けた具体的な施策や手順等を、地域の実情を踏まえて策定する。

が

院」と位置付けた。六つの指定病院とともに「県がん診療ネットワーク協議会」に参画し、県全体のがん医療水準の向上を目指す。この体制で、国の目標を上回る「がん死亡率を10年間で男性26.8%減、女性20.8%減」を掲げた。神奈川県や和歌山県、兵庫県でも、国を上回る死亡率削減目標を設定していく。

地域の開業医も参加して、がん医療体制を充実させようという取り組みも活発だ。長崎県では、一人主治医制で開業医が協力して往診する長崎市などの「ドクターネット」のシステムを全県に拡大させる。がん拠点病院との連携を進め、がん患者の在宅療養を支援する。兵庫県は、地域の「在宅ターミナルケアネットワーク」を構築するため、県内(?)の在宅療養ケアチームを整備。がん患者の在宅看取り率を、現在の約

8.2%から、5年以内に12%以上に拡大する」と目標としている。

* 計画修正も大事

こうした積極的な動きの一方で、による予算の見直しなどが理由だ。全国の計画作成をホームページ上で紹介してきた悪性リンパ腫の患者団体「クループ・ネクサス」の矢野慎介理事長は、「計画と自治体の熱意の差が表れており、今後、全国

なかつた。作業の遅れや知識の交代による予算の見直しなどが理由だ。全国の計画作成をホームページ上で紹介してきた悪性リンパ腫の患者団体「クループ・ネクサス」の矢野慎介理事長は、「計画と自治体の熱意の差が表れており、今後、全国のがん医療の格差が広がらないか懸念もある。しかし良い計画であっても、成果が上がっているか、患者や住民とともに確認、評価し、途中からでも他県の良い点を学んで修正していくことが最も重要な」と話す。